

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の社会福祉法人B（以下「法人」という。）に雇用され、法人C（以下「施設」という。）において、就労継続支援事業の施設指導員（以下「指導員」という。）として、施設利用者（以下「利用者」という。）への支援、就労訓練、授産製品の製造等の業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日以降出勤しなくなり、同年〇月〇日付けで退職した（以下「本件退職」という。）。被災者は、同年〇月〇日午後〇時〇分頃、施設近くの路上に駐車されていた自動車内において、練炭を燃焼して死亡しているところを発見された。死体検案書には、直接死因「一酸化炭素中毒」、死因の種類「自殺」と記載されている。
- 2 請求人によると、被災者は、上司である施設管理者D（以下「施設長」という。）との間に確執・トラブルを抱えていた上に、退職強要（平成〇年〇月〇日）や恒常的長時間労働などの業務上の強い心理的負荷を受けていたという。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無について、請求人は、被災者が、本件退職後まもなく、精神障害（おそらく「うつ病」等）を発病した旨を主張している。

労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者が法人に勤務している間、精神障害での受診歴は確認されておらず、被災者が発病していたと思わせるような状況も確認できないこと、本件退職後の被災者の様子にかかる被災者の母の証言においては、時折ぼーっとして元気がなくうつむいていたとはされているものの、被災者が送信したメールの内容からは明らかに活力が低下している様子は感じられず、さらに、遺書の内容からみてうつ状態にあったとは判断し難いことなど、精神障害を発病していたことを積極的に示唆する情報は確認できず、精神障害を発病していたとは認められないと述べている。この点、審査官が請求代理人に対し提出を求めた医師意見書も提出されておらず、当審査会としては、決定書理由に説示のとおり、専門部会の意見が妥当なものであると判断する。

(2) もっとも、被災者は、法人に勤務する6年半前（平成〇年〇月〇日）にEクリニックに受診し、うつ病と診断され、投薬治療を受けていたこと、被災者が出勤しなくなった平成〇年〇月〇日以降元気がなく、不眠、意欲の低下等が認められることからすると、同日頃、何らかの精神障害を発病又は再発させた可

能性も完全には否定できないことから、当審査会としては、請求人の主張を踏まえ、被災者が本件退職後まもなく何らかの精神障害を発病又は再発させたことと仮定し、その業務起因性についても念のため検討することとする。

(3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

(4) 請求人は、被災者の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①恒常的長時間労働、②退職強要、③被災者と施設長との間の確執等があったと主張している。

#### ア 恒常的長時間労働について

(ア) 被災者の労働時間については、当審査会において算定したところ、別紙2の労働時間集計表（略）のとおりとなる。なお、施設では午前8時から朝礼が実施され、その後送迎車で利用者を迎えに行ったり、利用者を迎える準備を行うのが実態であったことから、始業時刻は原則午前8時とした。

(イ) 請求人は、1か月当たり100時間を超える時間外労働があったと主張しているが、評価期間における被災者の時間外労働時間は、最大で発病4か月前の58時間30分であることから、恒常的長時間労働とはいえ、上記請求人の主張は認められない。

#### イ 退職強要について

請求人は、遺書の記載やメール送信記録などから、本件退職は退職強要によるものであった旨主張しているが、法人関係者の申述から、本件退職は、法人が被災者に対し、指導員として不適切な態度等の改善を求めたところ、被災者がそれを不服として退職の意思表示を表明したものと認められ、法人から被災者に対し退職強要を行ったとはいえ、上記請求人の主張は認められない。

#### ウ 被災者と施設長との間の確執等について

請求人は、被災者が遺書で施設長への不満等を述べていることから、被災者と施設長との間に確執等があったと主張しているが、法人関係者の申述等をみても、被災者と施設長との間に具体的な対立や確執等があったとは判断

し得ず、また、これを推認し得る出来事等も確認できないものであり、上記請求人の主張は認められない。

エ 以上から、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事については、いずれもそのような事実があったとは認められないものである。

(5) したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認めることはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。